

そのごみの出し方、合ってますか？



事業系ごみ適正処理のお願い

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

一般家庭の生活ごみ以外はすべて、事業系ごみです。

事業系ごみは無料では処分できません！

NPO等の非営利団体、個人商店、内職等も含め、事業活動から生じるごみは全て、「事業系ごみ」です。事業系ごみはその種類や業種によって「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」に分類されます。



所沢市イメージマスコット
トコロん

「事業系一般廃棄物」の例

所沢市クリーンセンターに搬入できる事業系一般廃棄物は「燃やせるごみ」のみです。

【例】（業種により産業廃棄物に分類される場合もあります。）

生ごみ：食品の食べ残し・売れ残り、調理くず、茶殻

紙類：汚れた段ボール、ティッシュ、紙コップ

木・草類：剪定枝、苧草、棚等の木製品を解体したもの



図 ごみ(廃棄物)の分類

ごみ(廃棄物)

事業系ごみ
事業活動から生じるごみ

家庭ごみ
一般家庭から生じるごみ

事業系一般廃棄物 (2ページ)
事業活動により生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物 (3ページ)
事業活動により生じた廃棄物のうち、法令で定められた廃棄物

市施設へ
自己搬入

委託

市施設へ
自己搬入

委託

東西クリーンセンター
に自己搬入

市の一般廃棄物収集
運搬許可業者に委託

東西クリーンセンター
に自己搬入

産業廃棄物処理業
許可業者に委託

処理方法①

処理方法②

処理方法③

処理方法④



事業系ごみは家庭ごみの集積所には出せません！

所沢市では、事業系ごみの収集運搬は行っていません。家庭ごみの集積所に出せるごみは、家庭から排出される生活ごみだけです。事業系ごみを家庭ごみの集積所に出す行為は、量や種類に関わらず、「不法投棄」と見なされます。

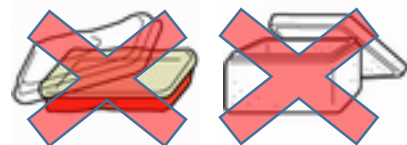
【罰則 5年以下の懲役、1,000万円(法人は3億円)以下の罰金】

事業系一般廃棄物

処理方法①

東西クリーンセンターに自己搬入(燃やせるごみに限る)

- 東西クリーンセンター 処理手数料 250円/10kg(税込)
- ごみの排出場所を確認します。他市のごみを持ち込むことはできません。また、他市へ持ち出すこともできません。【自区内処理の原則】
- ごみは、原則、搬入者ご自身で積み下ろして頂きます。大きなごみの場合は補助者の同行をお願いします。
- 自己以外のごみの運搬を、許可無く行うことはできません。



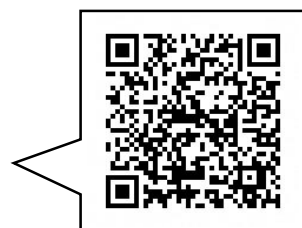
弁当の容器や発泡スチロール等は搬入できません。
(産業廃棄物に該当します。)

処理方法②

市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

- 所沢市の一般廃棄物収集運搬許可業者については、4ページをご覧ください。市のホームページでも一覧表を公開しています。

所沢市WEBサイト <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>
TOPページ → くらし → ごみ・リサイクル → 事業者の皆様
→ 廃棄物処理業者のご案内(一般廃棄物)



- 許可業者や条件によって収集運搬料金は変わります。ごみの種類・収集量・時間・資源物の取り扱い等の条件を整理して、数社から見積もりを取ることをお勧めします。

分別の徹底でごみから資源へ
それって「ごみ」？それとも「資源」？



紙類

汚れていない新聞、雑誌、段ボール、OA用紙など古紙類は、分別することで資源になります。

生ごみ

性状により、再資源化できるものがあります。特に食品関連事業者は食品リサイクル法により、食品廃棄物の発生抑制・再利用・減量が義務付けられています。

また、再資源化できない場合でも、水切りを徹底することで、悪臭や処理費用を抑えることができます。

その他

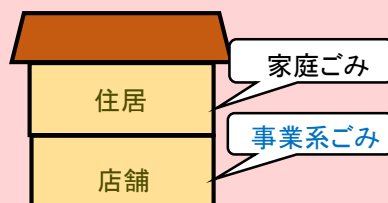
金属類(缶等)、びん類、ペットボトルなどは比較的再資源化しやすい品目です。



住居兼店舗の建物の場合は、
ごみを別々に処理してください

住居と店舗・事務所等の事業所が同一の建物であっても、事業系ごみを家庭ごみの集積所に出すことはできません。

それぞれ分別し、適正に処理してください。



産業廃棄物

処理方法③

東西クリーンセンターに自己搬入

- 以下の3品目は、市と書面による契約を締結したうえで、自己搬入することができます。

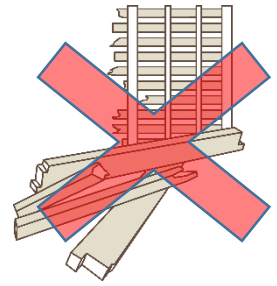
東西クリーンセンター 処理手数料 250円/10kg(税込)

- 1 紙くず(PCBが塗布されたものを除く)
- 2 木くず(工作物の除去に伴って生じたものを除く)
- 3 繊維くず

- 排出場所を確認します。他市のごみを持ち込むことはできません。

- ごみは、原則、搬入者ご自身で積み下ろして頂きます。
大きなごみの場合は補助者の同行をお願いします。

- 自己以外のごみの運搬を、許可無く行うことはできません。



家屋等の解体に伴う木くずは搬入できません。



書面による2者契約が必要です。

処理方法④

産業廃棄物処理業許可業者に委託



- 産業廃棄物については、産業廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託するか、産業廃棄物処分業許可業者の処理施設に自己搬入して処理してください。

- 排出事業者の責務
書面による契約 (収集運搬と処分について、それぞれ必要となります。)
マニフェストの交付

- 産業廃棄物処理業許可業者については、下記サイトで検索ください。

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

<https://saitama-sanpai.or.jp/search/>



産業廃棄物の分類

【あらゆる事業活動に伴ったもの】

- 廃プラスチック類 ○金属くず ○廃油
- ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 廃酸 ○廃アルカリ ○汚泥 ○ゴムくず
- 燃え殻 ○銻さい ○がれき類 ○ばいじん

【業種等が限定されているもの】

- 紙くず: 建設業、製本業、印刷加工業等
- 木くず: 建設業、木製品製造業、流通用パレット等
- 繊維くず: 建設業、繊維工業等
- 動植物性不要固形物: と畜場、食鳥処理場等
- 動植物性残さ: 食品製造業、医薬品製造業等
- 動物のふん尿: 畜産農業等
- 動物の死体: 畜産農業等



事業系一般廃棄物と産業廃棄物は分けてください

事業系一般廃棄物と産業廃棄物が混ざっていませんか？事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、許可の区分が異なります。

一般廃棄物収集運搬許可業者に、産業廃棄物の処理を委託すると、法律違反でごみを排出した事業者が罰せられる恐れがあります。

そうならないために、廃棄・保管の段階から、明確に事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けてください。

挑戦!

雑がみリサイクルでコストカット!

所沢市では、「雑がみ※」のリサイクルを推進しているよ。
オフィスで出るごみを分別して資源化すると、燃やせるごみが減ってCO2も削減できる！
ごみが減るってことは、処分費用も減るかな？ 経費削減につながるというなあ。



～雑がみ分別でこんないいこと～

- ① 地球温暖化対策に貢献できた！
- ② ごみの処分費用が削減できた！（諸条件による）

～簡単！雑がみ分別2ステップ～

- ① 事務所に雑がみ回収用の紙袋を置く。
- ② 雑がみが一定量集まったら、他の紙資源と一緒に資源回収業者へ回収依頼する。

※ 雑がみとは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック・紙製容器包装以外の資源化可能な紙類を指します。
(コピー用紙・名刺・ポスター・カレンダー・紙袋・紙箱・封筒・包装紙・トイレトペーパーの芯など)

雑がみとしてリサイクルできないもの

○特殊加工されているもの(防水コーティングやインクなど)

アイロンプリント用紙(昇華転写紙)、カーボン紙、ノンカーボン紙
カップアイス・ヨーグルトなどの紙容器、紙皿や紙コップ、感熱紙、金紙や銀紙(折り紙など)
写真や写真プリント用紙、詰め物用の紙(靴やカバンに使用されているもの)
点字用紙(感熱性発泡紙)、ビールマルチパック(6缶入りのものなど)、複写伝票、レシート

○粘着物が全体に付着しているもの

圧着はがき(親展はがき)、シールやシール台紙

○水に溶けにくいもの

ティッシュペーパー

○リサイクル再生品の質を落とすもの

汚れた紙(油や食品など)、使用済みの半紙

○においが付いたもの

石鹸、洗剤、たばこ、線香などの箱

事業系古紙の回収協力店一覧を、所沢市ホームページに掲載しています。
ご参照ください。

トップページ➡くらし・手続き➡ごみ・リサイクル➡事業者の皆様

➡事業系古紙は分別してリサイクル！無料受け入れします



町内会やマンションなどで実施している集団資源回収には、事業所から出た資源は出せません

ご不明なことがございましたら、資源循環推進課までお問い合わせください。

所沢市環境クリーン部資源循環推進課

電話: 04-2998-9146 メールアドレス: a9146@city.tokorozawa.lg.jp